

新型コロナウイルス感染症対策基本方針

令和2年3月24日一部改定

大阪大学生協同組合

当生協では対策本部を設置し、基本方針に基づき対策にあたっております。組合員の皆様も日常生活の中で感染予防を実施いただき、お体ご自愛くださいますようお願いいたします。

感染予防基本方針

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、感染リスクを高めないための対策を強化・徹底をします。生協では専務理事を本部長とする対策本部を設置し、情報収集と対策の指示・周知徹底を図ります。

対応方針

1. 生協役職員および家族

- ・ 感染しないための対策を徹底し、万一罹患した場合や罹患が疑われる場合は、感染を拡大させないための対策を講じる
- (1) 感染症予防対策の徹底
 - ① 手洗い・アルコール消毒・うがい・咳エチケットの励行
 - ② マスクの適切な着用
 - ③ 本人・家族の体調管理の実施
 - ④ 発熱時・体調不良時の医療機関への相談や受診の推奨
 - (2) 発熱などがあった場合の対応について
 - ① 出勤しない・させない判断を行う
 - ・ 自宅での検温を励行し、発熱時は出勤する前に上司に出勤について判断を仰ぐ
 - ・ 37.5度以上がある場合は、自宅療養を指示する
 - ・ 発熱が無くても、風邪（とくに咳や倦怠感）の症状がある場合は自宅療養を指示する
 - (3) 罹患が判明した場合の対応
 - ① 就業禁止の判断を行う
 - ・ 本人または医療機関が、都道府県に届け出た場合は就業禁止とする
 - ・ 上長は、職員が罹患したことについて、速やかに専務理事に報告する
 - ② 就労復帰の判断
 - ・ 就労復帰に関しては医師および専門機関の指示に従う
 - ③ 大学等への報告
 - ・ 大学へ報告し、必要な協議をする
 - (4) 家族等の罹患により濃厚接触が疑われる場合
 - ① 出勤の取り扱い
 - ・ 当該職員に対して自宅待機を命じ、有給休暇の取得を推奨する
 - (5) 大学の休講等により閉店・休業する場合
 - ① 出勤、在宅勤務、自宅待機等の指示
 - ・ 専務理事が状況に応じて出勤や自宅待機などを指示する

2. イベント開催時の対応

- ・ 感染拡大のリスクを十分に考慮した上で必要なイベント・相談会・講座については実施を判断し、実施する場合には感染予防の対策を講じる。

(1) 運営者の対策

- ① 検温（37.5 度以上は自宅療養）、咳などの症状がないかなど健康管理の実施。外部講師や運営者にも同様の対応を求め報告を受ける
- ② 手洗い・アルコール消毒・うがいの励行
- ③ マスクの着用
- ④ すべてのイベント・相談会・講座は予約制とする。
- ⑤ 使用する会場での適切な換気
 - ・ 常時換気できる場合は常時換気した状態とする
 - ・ できない場合は 1 時間に 10 分程度の換気を目安とする
- ⑥ できるだけ広い会場で席間をあけて利用する
 - ・ 通常より大きい（目安として 2 倍の席数）会場にて席間をあけて利用する。
- ⑦ 参加者同士のディスカッション等、接触の場面を極力無くして運営をする
 - ・ 参加者同士が向かい合ってディスカッション等を行わない運営で実施する。
 - ・ コミュニケーション講座など会話があるものについては、距離を空けるなどの対策を講じる。
- ⑧ 発熱等の体調不良者発生時の対処
 - ・ 隔離したうえで医療機関に相談または受診を促す

(2) 参加者への呼びかけ

- ① 発熱等の体調不良者の来場・参加自粛を要請する。
 - ・ 事前予約時に参加日の検温のお願い
 - ・ 発熱等の体調不良者の来場自粛を要請する
- ② 手洗い・アルコール消毒・うがいの励行
- ③ マスクの着用
- ④ 発熱等の体調不良者発生時の対処
 - ・ 隔離したうえで医療機関に相談または受診を促す

3. 店舗・食堂・その他事業所での対応

- ・ 従業員については「石鹸手洗」を 1 時間毎に励行する（購買・食堂共、企画運営学生も）

(1) 手洗い・アルコール消毒の励行

- ① 手洗い場所の周知および呼びかけ
- ② アルコール消毒液の設置および呼びかけ

(2) 従業員の業務中のマスクの着用

(3) 店舗・食堂、および事業所の適切な換気の励行

(4) 職員出勤時のコロナウイルス対策体調管理チェックの実施

- ① チェック表に基づき各職場でのチェックの実施

(5) 職場等の適切な管理

- ① デスク等の適切な消毒による清掃実施